



判決が次回(2022年2月22日)に出されることになり、担当裁判官の考えが注目されます。

一方、大阪における2件目の聴覚障害者夫婦による提訴の公判は、2022年2月にあり、「除斥期間20年」の問題がさらに掘り下げた形で争われることとなります。

判決が次回(2022年2月22日)に出されることになり、担当裁判官の考えが注目されます。

国は旧優生保護法被害者に謝罪と補償を！ 署名提出院内集会

2021年11月29日、11時30分から13時頃まで、標記の旧優生保護法裁判に関する支援集会在全国的なネットで開催された。

私は、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターの4階会議室の会場で、大阪間うネットの堀篤子さんとともに、「強制不妊訴訟不当判決にともない立ち向かうプロジェクト」として開催されたこの集会に参加し、3分間2組のろうあ者夫婦の裁判闘争を支援している立場から発言しました。

一審で憲法違反の不当な不妊手術がなされたことは認定してもらえたが、除斥期間20年の件を持ち出され、損害賠償は認められなかったことは、当時のろうあ者の置かれていた立場を何も考えない判決で、到底認められないことを強く発言しました。

磯野孝副会長

さらに、大聴協も参加している「大阪間うネット」が大阪府に対して、声も上げられなかった被害者に対する旧優生保護法の実態調査と検証、被害者の人権回復、一時金支給法に関する情報の徹底的広報などに関して、対面での意見交換・懇談を求めたが、コロナを理由に断られ、オンラインでの意見交換・懇談も「検討はするが、はつきりと約束はできない」との返事しかもらえなかったことを報告しました。(その後、この件は2022年1月11日に対面でやれることになりました。)

北海道、仙台、静岡、大阪、神戸と旧優生保護法裁判を戦っている各地から、状況報告と裁判の勝利をめざす確固とした決意が述べられ、連帯の輪で裁判の勝利に向け頑張っていくことを決意し合いました。

「旧優生保護法裁判」控訴審始まる

磯野孝副会長

旧優生保護法により不当な不妊手術をされたことに抗議して、大阪地方裁判所に2019年1月30日に提訴した野村さん夫婦(仮名)の裁判は、2020年11月30日の判決では「旧法が子を産み育てるか否かを意思決定する自由を侵害しているとして違憲と判断。一方で、不法行為から20年で賠償請求権が消滅する『除斥期間』を適用して請求を棄却」という残念な結果となり、夫婦は大阪高等裁判所に控訴中でした。

その控訴審が、2021年11月30日に大阪高等裁判所でひらかれ(太田晃詳裁判長)第1回口頭弁論がありました。夫婦から、不妊手術をされたことの苦しみや述べられ、妻の「悲しみは消えず、今も苦しんでいる」との意見陳述は、法廷の傍聴者にその悲しみの深さを感じさせるものとなりました。国側は控訴棄却を求め、即日結審し、判決は2022年2月22日に出

最後に問うネットの利光さんから、大阪府内の状況報告がありました。大阪府の統計では医師の申請と優生保護審査会での決定により実施された強制不妊手術は620件で全国で5番目に多く、本人に説明なく周囲の勝手な判断でされた手術を含めると、約1240件とのこと。

一時金申請は2021年10月末で29人、認定されたのはわずか22人です。弁護団と問うネット、ODF(大阪障害フォーラム)、大聴協は連名で、昨年3月に府に対し、旧優生保護法被害者の調査と一時金の周知を求める文書を提出しました。それに対する府の回答は、国がしているの府は調査しない、というものでした。

されることになりました。

今回の控訴審の争点は、「除斥期間20年の適用で賠償請求権が消滅する」という国側の主張が妥当かどうかということです。

被害を受けた当時、コミュニケーションの保障もなく、障害者差別の激しかった当時の社会で被害を受けることになった人たちが、不妊手術をされたことに対して抗議の声を上げられたかどうか、裁判という手段にアクセスできたかどうかという点ですが、原告(被害者)にとって、それは到底不可能なことであつたということを証明していかなければなりません。

さらに控訴審にあたって、原告側弁護士が主張した反論要旨は

①この裁判は、単なる違法行為に基づき損害賠償請求事件ではない。戦後最大の人権侵害に関する法的責任が問題と

なっている。②優生保護法の立法目的が差別的であり、何らの正当性もない。

③障害者に対する断種政策であり、国際法上の犯罪にすら当たりうる行為である。④障害者のみを狙い撃ちにした行為である。

⑤被害者は、優生思想に基づけられた差別・偏見にさらされていた。(優生手術の対象者は「不良な子孫を残す者」「子どもを産んでほしくない者」と決めつけられ、差別・偏見にさらされ続けていた。)

⑥その差別・偏見は優生保護法の制定により蔓延・増幅した。これらを考慮した法解釈がなされるべきである。

原判決(地裁判決)はこれらの事情を考慮せず、除斥期間に関する一般論から、時の経過のみに寄る免責を認めてしまった。結論を被害者に押しつけ、そのことによりさらに人権侵害が繰り返されたと言わざるを得ない。ともあれ、結審したこと、

公益社団法人大阪聴力障害者協会ホームページ(一部)より

- 2021年11月29日:「強制不妊訴訟不当判決にともない立ち向かうプロジェクト」主催の院内集会在参議院議員会館で開催。当会はオンラインで参加、磯野副会長が3分間のスピーチ。
2021年11月30日:野村夫婦 大阪高裁控訴審 第1回弁論
2021年12月12日:「旧優生保護法を支援する福岡の会」2周年企画(オンライン)
2022年1月21日:法人後援会大学習会「旧優生保護法とは?~これからの取り組み~」
2022年2月22日:野村夫婦 大阪高裁控訴審判決 14時半開廷